

## 松浦市学校給食の申込みと給食費についてのお知らせ

学校給食費の納付方法や申込みの手続について、次のとおりお知らせします。

### 1. 学校給食の申込手続について

- ・学校給食の申込みについては、「学校給食申込書」の提出が必要となります。「学校給食申込書」は、記載事項に変更（転居、保護者の名義変更等）がなければ松浦市立の中学校を卒業するまで有効です。
- ・児童・生徒一人について1枚ずつ通学する学校へ提出してください。
- ・「学校給食費申込書」記入例は、3ページをご覧ください。
- ・毎年5月中旬ごろ、児童・生徒ごとに年間の給食費、各期に納入していただく給食費等のご案内「学校給食費決定通知書」を送付します。



### 2. 給食費の月額と納期について

給食費の月額は、共同調理場ごとに次のとおりです。

名 称	区 分	給 食 費
松浦中央学校給食共同調理場	小学校（御厨小、星鹿小、青島小、志佐小、上志佐小、調川小、今福小）	月額 4, 3 2 0 円
	中学校（御厨中、青島中、志佐中、調川中、今福中）	月額 5, 2 0 0 円
福島学校給食共同調理場	小学校（福島養源小）	月額 4, 1 5 0 円
	中学校（福島中）	月額 5, 1 0 0 円
鷹島学校給食共同調理場	小学校（鷹島小）	月額 4, 3 2 0 円
	中学校（鷹島中）	月額 5, 2 7 0 円

- ・年11回（5月～3月）の納付とします。
- ・納付方法は、口座振替による納付を原則とします。
- ・5月から毎月25日に振り替えます。引落不能となった場合は、翌月の9日に再度振替えます。口座振替に伴う手数料は松浦市が負担します。
- ・徴収する学校給食費に係る給食の回数が、実際に児童・生徒に対して実施された給食の回数と異なる場合は、最終月等に調整します。
- ・口座振替にできない特別な事情がある場合は、納付書による納付とします。
- ・8月については、給食はありませんが納付月となります。
- ・学校での給食費のお預かりはいたしません。

### 3. 口座振替の手続について

- ・口座振替の手続は、「松浦市市税等口座振替依頼書」をご記入のうえ、保護者の皆さまの口座のある指定金融機関の窓口へ直接お申込みをお願いします。毎年4月に入学される新入生分については、市が一括して金融機関に提出いたします。
- ・「口座振替依頼書」記入例は、4ページをご覧ください。
- ・児童・生徒一人ごとに、振替口座を保護者名で管理しますので、一枚提出してください。

#### 4. 口座振替ができる金融機関について

・口座振替は、次の金融機関で利用できます。

十八親和銀行	佐賀銀行	郵便局(ゆうちょ銀行)	九州労働金庫
ながさき西海農業協同組合	九州信用漁業協同組合連合会	伊万里信用金庫	

#### 5. 病気、事故、その他の理由により連続5日以上欠席するとき

・給食を中止する場合は、学校へ連絡した後、速やかに「学校給食中止届」を児童・生徒一人について1枚ずつ通学する学校へ提出してください。  
・中止可能な例→①年度途中から食物アレルギーを発症。②病気や事故等で連続して5日以上給食を中止。③転校するとき。

#### 6. 給食を再開するとき

・学校へ連絡した後、速やかに「学校給食再開届」を児童・生徒一人について1枚ずつ通学する学校へ提出してください。

#### 7. 児童・生徒に係る保護者(給食費の納入義務者)や住所等を変更するとき

・「松浦市市税等口座振替依頼書」を保護者の皆さまの口座がある指定金融機関の窓口へ直接ご提出ください。また、「学校給食申込書」を児童・生徒一人について1枚ずつ通学する学校へ提出してください。



#### 8. 災害その他特別な理由ができたとき

・災害その他特別な理由がある場合等は、給食費の免除対象になりますので、「学校給食費免除申請書」を学校へ提出してください。

#### 9. 給食費を滞納した場合

・納期限までに納付が確認できない場合、督促状を送付します。その際には、督促手数料100円を負担していただきます。  
・納付いただけない人に対しては、納付されている人との公平性の確保と食材購入費の確保に必要な取組みとして、裁判所に対し支払督促などを申立てる法的措置を行います。

#### 10. 経済的に給食費を負担することが困難な場合

・前年中の一世帯あたりの所得総額が基準額以下のご家庭や、基準額を超える場合でも、特別な事情により、現在の収入が前年中の収入より著しく減少する場合等は、申請により就学援助を受けられる場合があります。学校または教育委員会教育総務課にご相談ください。

□お問合せ先 松浦市教育委員会 教育総務課 総務係  
電話：0956-72-1111

# 【記入例】

様式第1号（第4条関係）

令和〇年 〇月 〇日

松浦市学校給食申込書

松浦市教育委員会 様  
（学校長経由）

保護者等

住 所 **松浦市志佐町里免365番地**

氏 名 **松浦 市太郎** ㊞

電話番号 **123-4567-8901**

下記、児童・生徒について、松浦市学校給食費条例施行規則第4条の規定に基づき、学校給食を申し込みます。

記

ふりがな	<b>まつうら たろう</b>
児童・生徒名	<b>松 浦 太 郎</b>
生 年 月 日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生
学 校 名	松浦市立 <b>松浦小学校</b>
学 年	第 <b>1</b> 学年
喫食期間	<b>令和〇年度</b> 学校給食開始日～在学期間中

※この申込書は、児童・生徒1人につき、1枚提出してください。

施行規則第4条「学校給食の提供を希望する児童及び生徒の保護者等は、松浦市学校給食申込書（様式第1号）を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。」と規定されています。

# 【記入例】

## 松浦市市税等口座振替依頼書 (自動払込利用申込書 兼 廃止届書)

取扱金融機関 御中

私は、松浦市へ納付すべき市税等を下記指定預金口座から口座振替の方法により納付したいので、下記約定を確認のうえ依頼します。なお、過誤納金が生じた場合には還付金を下記口座に振込むよう併せて依頼します。

申込日	令和〇年 〇月 〇日	申込区分	①新規 2.追加(ゆうちょ銀行を除く) 3.変更(ゆうちょ銀行を除く) 4.解約(廃止)			
住所	松浦市志佐町里免 365番地				電話番号	123-4567-8901
フリガナ	マツウラ マツノスケ				生年月日	昭和60年 1月 1日
口座名義人氏名	松浦 松之介				金融機関コード	
金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	松浦	銀行・農協・信用金庫	志佐	本店・支店	金融機関コード	
		信漁連・労働金庫		本所・支所・出張所		
預金種目	○普通(総合)		2.当座	3.納税準備		
口座番号	8	7	6	5	4	3 2
						(右につめて記入)
*ゆうちょ銀行をご指定の場合は、ゆうちょ銀行の自動払込み規定が適用されます。						届出印
ゆうちょ銀行	種目コード	金融機関コード	通帳記号		通帳番号	
	1 6 6	9 9 0 0	1		0	
	1 7 6					
払込先口座番号	01870-1-960072		払込先加入者名	松浦市会計管理者		
払込先口座番号	01800-9-11755		払込先加入者名	松浦市水道事業(種別22のみ)		

\*太ワケ内をボールペンで記入してください。

☆何を振替しますか。対象種目の番号、振替方法に○をつけて下さい。  
(全期一括を年度途中で申込まれた場合は、各納期振替とし、全期一括振替は次)

番号	対象種目	種別	振替方法	基本コード、被保険者番号 ※申込人=納税	その他
1	市 県 民 税	35	各納期・全期一括	基本コード	定入(口座名義人)以外の税や料金の振替は、本人(口座名義人)の共有事項を確認し記入して下さい。基本コードや希望の振替方法等をご記入下さい。
	固定資産税 ①		各納期・全期一括	基本コード	
2	固定資産税 ②		各納期・全期一括	基本コード	
	固定資産税 ③	各納期・全期一括	基本コード		
3	軽自動車税 <small>※所有されているすべての車両が対象となります。</small>	35	全期一括	基本コード	
4	国民健康保険税	28	各納期・全期一括	基本コード	
5	介護保険料		各納期・全期一括	被保険者番号	
6	後期高齢者医療保険料	28	各納期・全期一括	被保険者番号	
7	老人施設入所者負担金	30	各納期	施設名・負担者氏名	
8	住宅使用料	25	各納期	住宅名・番号・氏名	
9	教職員住宅使用料		各納期	住宅名・番号・氏名	
10	保育所等利用者負担金	30	各納期	保護者等氏名	
11	学校給食費		各納期	保護者等氏名	松浦 市太郎
12	上・下水道使用料	22	各納期	設備コード	— —

金融機関へのお届け印を押印してください。  
※3枚重なっていますので3枚とも押印をお願いします。

☆いつから振替をはじめますか(振替(払込)開始年月)。

〇年 〇月分 振替(払込)日は、各納期の25日、振替(払込)不能な場合は翌月9日(土・日・祝日の場合は翌営業日)となります。

※(廃止年月)

(約 定) ※ゆうちょ銀行

口座名義人と保護者が異なる場合、学校に提出する「学校給食申込書」に記載した 保護者(等)の氏名をご記入ください。

- 私が口座振替を依頼した松浦市へ納付すべき市税等(以下納付金)について、松浦市から貴金融機関がされたときは、私に通知することなく、振替日に当該納付金額を指定口座から引き落としのうえ、なお、この依頼書は8に定める解約(廃止)届書を提出しないかぎり、引き続き有効として扱っていただきます。
- 預金の引き落としについては、普通預金、当座預金、納税準備預金の約定にかかわらず、当座小切手の振込戻し請求書の提出はいたしません。
- この口座振替により、松浦市歳入金として収納された場合の領収書は請求いたしません。
- 全期一括振替以後に、納付金額の変更等によって、年間の納付金額が増額になった場合は、その分を各納期に振り替えます。
- 貴金融機関の合併、統廃合等で、振替納付に使用する口座番号等が変更となった場合も、引き続き振替。この場合においては、貴金融機関から松浦市へ変更後の口座番号等が通知されても差し支えありません。
- 指定預金口座の残高が振替日において納付すべき額に満たない時は、私に通知することなく引き去り、差支ありません。
- この契約は常時残高不足等により、貴金融機関又は松浦市が必要と認めた場合には、一方的に解約され、また、この預金口座振替契約を貴金融機関が不適当と認めたときは、私に通知することなく解約されても構いません。
- この預金口座振替契約を解約するときは、この依頼書により貴金融機関に届け出ます。
- この取扱いについて仮に紛議が生じても、貴金融機関の責による場合を除き、貴金融機関には迷惑をかけることになりません。(金融機関用)

- 【金融機関】
- ・十八親和銀行
  - ・佐賀銀行
  - ・郵便局(ゆうちょ銀行)
  - ・九州労働金庫
  - ・ながさき西海農業協同組合
  - ・九州信用漁業協同組合連合会
  - ・伊万里信用金庫

※3枚重なっていますので、3枚とも押印し提出してください。